

○中村学園大学(含む短期大学部)総合情報ネットワーク管理運用内規

平成11年4月1日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)における総合情報ネットワーク(以下「学内LAN」という。)の適正かつ効率的な管理及び運用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 学内LANとは、本学の教育・研究活動及びその支援に供されることを目的に、本学内に敷設された情報通信網であってメディアセンター(以下「センター」という。)によって管理・運用されるものをいう。

(責任の範囲)

第3条 学内LANに関して、センターの責任の範囲は、次の通りとする。

- (1) 学内LANの基幹部分及び支線についての管理・運用に関する事項。ただし、支線については、研究室等の情報コンセントまでとする。
- (2) 学内LANの学外ネットワークとの接続に関する事項
- (3) IPアドレスの設定、管理に関する事項

2 本学の学部、事務局等において独自に設置されるネットワークについては、当該ネットワークを設置した部門により管理運用され、その責を負うものとする。

第2章 機器の接続

(接続機器)

第4条 学内LANに接続出来る機器はパーソナルコンピュータ並びに携帯情報端末(以下「情報機器」という。)を原則とする。

2 前項に該当しない機器の接続を希望する場合は、センターに届出を行い、メディアセンター長(以下「センター長」という。)にその許可を得ることとする。

(接続資格)

第5条 学内LANに機器を接続できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院生、学生及び科目等履修生・研究生
- (3) 前各号に掲げる者のほか、センター長が認めた者

(接続許可)

第6条 学内LANへの機器の接続は、第11条に定める申請書をセンター長に提出し、承認を受けた者のみ許可する。

(接続に伴う経費)

第7条 学内LANへの接続に必要な機器、ソフトウェア及び導入に要する費用は、原則として接続申請者の負担とする。

(管理責任者)

第8条 接続機器については、当該機器利用者をもって管理責任者とする。

2 管理責任者は、当該接続機器の利用に伴って生じた学内LANの障害及び損害について責任を負うものとする。

第3章 学内LANの利用

(利用者の責務)

第9条 学内LANを利用する者は、国内外のネットワークを利用する一員であることを十分に認識し、適切かつ効率的な利用を行うため、利用技術の向上とネットワーク利用マナーの向上に努めなければならない。

(利用資格)

第10条 学内LANを利用できるものは次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院生、学生及び科目等履修生・研究生
- (3) 前各号に掲げる者のほか、センター長が認めた者

(利用申請)

第11条 学内LAN及び本学のコンピュータシステムの利用を希望する者は、所定の利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 学内LANの利用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不正に他人のID及びパスワードを使用しないこと。
- (2) ID及びパスワードを他人に使用させないこと。
- (3) 第三者の著作権及び特許権等の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 個人や団体を誹謗・中傷し、名誉を毀損若しくはプライバシーを侵害しないこと。
- (5) 関係法令やメディアセンター規程等に違反しないこと。
- (6) 他の者の提供又は保存するデータ若しくは情報を改変・破壊しないこと。

- (7) 公序良俗に反する行為をしないこと。
- (8) 営利を目的とした行為をしないこと。
- (9) その他学内LANの管理及び運用を妨げるような行為を行わないこと。

(違反者の処分)

第13条 センター長は、利用者が第12条の各条項に違反した場合、又はそのおそれがあると判断した場合には、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) その利用者に対し当該行為を中止するように警告をする。
- (2) その利用者に対し、利用資格の取り消し、又は一定期間利用を停止する。

2 第12条各項の違反行為が本学の秩序を乱した場合、センター長は、就業規則に定める制裁、又は学則に定める懲戒処分を要請する。

(運用の停止)

第14条 センターは、ネットワークの保守点検等により、あらかじめ利用者に通知したうえで学内LANの運用を停止することがある。ただし、障害など緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第4章 その他

(サーバの利用)

第15条 学術情報部が管理・運用するサーバを利用しようとする者又は学内LAN上にサーバを設置しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 サーバの利用にあたっては、利用者の責任で行うものとし、その情報の内容、利用の内容については、センターはいかなる責任も負わないものとする。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、学内LANの管理及び運用に関して必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。